令和４年10月１日から
歯科健康診断結果報告が必要になります

1　労働者数にかかわらず、歯科健康診断の報告が必要になります。

労働安全衛生法第66条第3項に基づき、有害な業務（※）に従事する労働者に対しては、歯科健康診断（化学物質等の影響による歯牙酸蝕症その他の疾患等の検査）を行うことが必要です。

法令改正により、歯科健康診断を行った事業者は、**労働者数にかかわらず、遅滞なく「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」を所轄労働基準監督署長に提出する**ことが必要になります。

（改正前は、常時50人以上の労働者を使用する事業場のみが「定期健康診断結果報告書」にて報告することとされていました。）

2　歯科健康診断の報告様式が新設されます。

事業者は、**令和４年10月１日以降に実施した歯科健康診断については、新設される「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」により報告する**必要があります。

（現行の定期健康診断結果報告書（様式第6号）から、歯科健康診断に係る記載欄が削除されます。）

（※）有害な業務とは・・・

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第３項において、**「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」**と規定されています。

関係法令

〇労働安全衛生規則

第48条

事業者は、令第22条第３項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についた後６月以内ごとに１回、定期に、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

第52条第２項（新設）

事業者は、第48条の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第６号の２）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

様式第６号の２

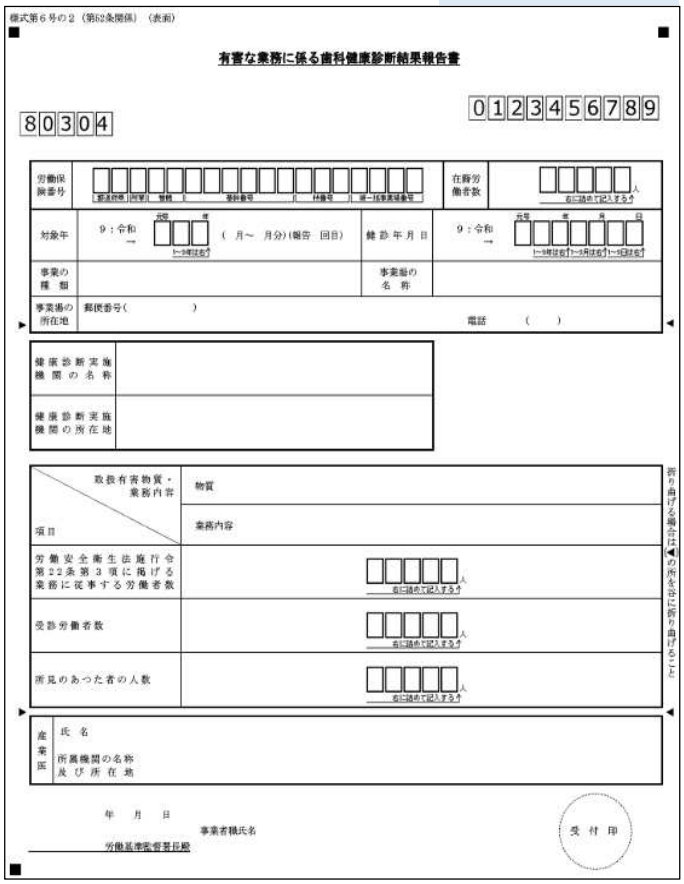
様式第６号の２（第52条関係）（表面）

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

80304　　0123456789

労働保険番号	都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 産一括事業場番号	在籍労働者数	右に詰めて記入すること
対象年	9：令和 元号 年 1～9年は右詰 （ 月～ 月分）（報告 回目）	健診年月日	9：令和 元号 年 月 日 1～9年は右詰 1～9月は右詰 1～9日は右詰
事業の種類		事業場の名称	
事業場の所在地	郵便番号（　　）	電話	（　）
健康診断実施機関の名称			
健康診断実施機関の所在地			
取扱有害物質・業務内容 ／ 項目	物質		
	業務内容		
労働安全衛生法施行令第22条第３項に掲げる業務に従事する労働者数	右に詰めて記入すること		
受診労働者数	右に詰めて記入すること		
所見のあった者の人数	右に詰めて記入すること		
産業医	氏名 所属機関の名称及び所在地		

年　月　日　　事業者職氏名

労働基準監督署長殿　　受付印

折り曲げる場合は◀の所を谷に折り曲げること

様式は厚生労働省HPに掲載される予定です。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局・労働基準監督署

R4.8